



**(NEC グループ)  
紛争鉱物対応  
ガイドライン  
＜お取引先様向け＞**

日本電気株式会社

2011年12月1日 初版

# 1. はじめに

(NEC の人権に対する考え方)

NEC では人権に関して、「人ひとりを大切に」という理念の下、NEC グループ企業行動憲章において「あらゆる企業活動の場面において人権を尊重し、差別的取り扱い、児童労働、強制労働を認めません」と明文化して人権尊重を企業活動の基盤のひとつに置いています。

また、NEC グループが「サプライチェーン CSR ガイドライン」でお取引先に要望している CSR 項目の中でも、人権に関しては強制労働、非人道的な扱いの禁止をはじめとする人権リスクへの対応を求めています。

NEC グループをはじめとする ICT 業界では、その製品を構成する部品類に多くの種類の金属を原材料として使用しています。近年、その原材料を採掘する原産地において、人権を著しく侵害する方法や環境に影響を及ぼすような手段で採掘が行われているといわれています。つまり ICT 製品の原材料が人権侵害や環境破壊に間接的に加担している可能性が問題視されています。

(コンゴにおける紛争鉱物の状況)

アフリカのコンゴ民主共和国およびその近隣国では、採掘される「金、コルタン、スズ、タングステン」が武装勢力の資金源になる場合があり、部族紛争、人権侵害、環境破壊などを引き起こしているといわれています。この問題の解決にはさまざまなステークホルダーとの連携が必要だと考えています。NEC グループでは、この問題に適切に対応していくように、人権や環境関連の NGO、政府関係団体、業界団体などとの意見交換を行っています。

(ドッド・フランク法)

2010 年に米国においていわゆるドッド・フランク法が成立しました。コンゴ民主共和国およびその隣国の状況への対応として、このドッド・フランク法の 1502 条において、タンタル、スズ、金、タングステンをコンフリクトミネラル(紛争鉱物)として指定し、コンゴ民主共和国およびその隣国で不当な方法で採掘された紛争鉱物の管理・運用について定められました。

(紛争鉱物対応ガイドライン)

このような社会背景の下で、不当な方法で採掘された紛争鉱物を商品に使用することは人権侵害に間接的に加担するという考え方から、NEC グループでは紛争鉱物に対するガイドラインを定め、お取引先と協働して社会的課題の解決に努めていきたいと考えています

お取引先におかれましては、上記の趣旨をご賢察のうえ、本書をご活用いただきますようお願い申し上げます。

## 2. 紛争鉱物対応ガイドラインの目的

本紛争鉱物対応ガイドラインは、NEC グループが取り組んでいる紛争鉱物対応活動をお取引先にご理解いただくとともに、CSR 推進の観点からお取引先にご協力いただきたい事項を明確にすることで、お取引先とともに紛争鉱物対応を推進していくことを目的としています。

## 3. NEC グループの紛争鉱物対応方針

NEC グループは、紛争鉱物対応方針を以下のとおり定めています。

- 紛争地域において不当な方法で採掘された鉱物を製品に使用しないこと
- 紛争地域において不当な方法で採掘された鉱物を原材料とする商品を調達しないこと

### 【語句の定義】

#### 不当な方法

コンゴ民主共和国およびその近隣国にて、武装勢力への直接的あるいは間接的な資金源となったり利益を与えるような関わりをもつ方法。

## 4. お取引先への要望事項

紛争鉱物を商品に使用することが人権侵害に間接的に加担するという考え方から、NEC グループは下記の項目をお取引先に要望いたします。

- NEC グループの紛争鉱物対応方針に同意すること
- 貴社にて紛争鉱物対応方針を定めること
- 貴社商品に不当な方法で採掘された紛争鉱物を含まない(DRC Conflict Free)仕組みを構築すること
- 貴社商品に不当な方法で採掘された紛争鉱物を含まない(DRC Conflict Free)ことを確認すること
- NEC グループの紛争鉱物含有調査にご協力いただくこと

【語句の定義】

紛争鉱物

紛争に関連する鉱物資源という意味で、タンタル、スズ、金、タングステンの4種類の金属を総称して紛争鉱物と呼ぶ。

DRC Conflict Free

コンゴ民主共和国およびその近隣国産ではないか、あるいはコンゴ民主共和国およびその近隣国産であっても武装勢力への直接的あるいは間接的な資金源となったり利益を与えるような関わりを一切持たない鉱物を DRC Conflict Free と定義します。コンゴ民主共和国およびその近隣国を原産地とするものであっても武装勢力と関わりをもたない鉱物は DRC Conflict Free です。(DRC: Democratic Republic of the Congo の略)



なお、お取引先から調達している商品が DRC Conflict Free であることを書面にて宣言していただくことや、お取引先における上記要望の推進状況をアンケート等にてお知らせいただく場合があります。また、DRC Conflict Free であることを確認するための訪問調査をお願いする場合があります。その際には、本ガイドラインの趣旨をご賢察いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. むすび

NEC グループがお客様に提供する製品やサービスの多くは、お取引先からの資材・サービスの調達により成り立っています。私たちは資材調達の基本方針に基づき、お取引先とより一層の連携を図りながら、ともに CSR を推進することによって Win-Win 関係を構築し、相互のビジネスの繁栄に結びつけていきたいと希求しております。

(以上)

日本電気株式会社

108-8001 東京都港区芝 5-7-1

発行責任者： ソリューション資材部長

発行： 2011年12月1日

お問い合わせ先

ソリューション資材部調達改革統括部

03-3798-6017

CSR推進部

03-3798-9837

本ガイドラインは予告なく改訂することがございます。最新版は NEC ホームページ上で随時公開致します。

Copyright 2011 NEC Corporation